

令和6年度地域活性化起業人派遣企業マッチング支援業務委託
プロポーザル実施要領

1. 業務名

令和6年度地域活性化起業人派遣企業マッチング支援業務委託

2. 事業概要

南島原市の製品の活性化に資する活動全般を推し進めるため、総務省の人材派遣制度である「地域活性化起業人制度」を活用し、三大都市圏に所在する企業等の社員を南島原市が取り組む事業への派遣事業を実施する。

本業務では、本制度の活用に向け、受託者が持つ企業間の関係性や人脈等を活かし、本市へ人材を派遣し地域課題の解決に伴走可能な企業とのマッチング支援に関する業務を民間事業者へ委託する。

3. 予算額 2,500千円上限（消費税及び地方消費税を含む）

（本事業で発生する一切の費用について委託費に含みます）

4. 提案書

地域活性化企業人派遣企業マッチング支援について、次の(1)～(2)に対する提案をしてください。

(1)派遣企業とのマッチング支援

「おいしい南島原ブランド認定商品」の推進及び地域製品の販路拡大や特産品を利用した商品（お土産品含む）開発の業務に適した人材派遣可能な企業とのマッチング支援方法について提案してください。

(2)実務実施体制

当該業務委託は、本市との協働作業で実施いたしますので、そのために必要と考える貴社の体制について、提案してください。

また、貴社の当該業務委託における実効的な人材配置や関連組織についても、提案してください。

5. 想定される主な業務

契約後、業務終了まで次のような業務が想定されます。

- (1) 企業に対する本市の事業および取り組みの紹介
- (2) 人材派遣可能な企業の新規開拓及び本市に対する派遣可能な企業のマッチング・想定企業
- (3) 派遣候補者選定に資するプログラム案の提示及び運営
- (4) 本市への派遣可能企業および、派遣候補者の提案（派遣元企業及び派遣者の選定にあたっては、市と協議のうえ決定すること。）
- (5) 派遣元企業との協定書に定める必要な事項に係る合意形成支援・フォローアップ

- (6) 企業からの各種問合せへの対応
- (7) 前各項のほか、本市課題解決に向けた支援

6. 資料

次の資料を提出してください。なお、資料の表紙にはプロポーザル名及び提案社名を記載してください。

- (1) 会社概要（経歴、財務状況、過去の類似業務経歴等）
- (2) 担当予定者の略歴
- (3) 当該業務実施についての見積書

7. 提出書類等

(1) 提出書類 提案書及び資料を郵送、持参またはメールにより提出してください。

- (2) 仕様 ①提案書…A4版とします。
- ②資料…A4版とします。

- (3) 提出部数 ①提案書 8部
- ②資料 8部
- ③見積書 1部（南島原市長 松本政博 へ）

※ メール提出の場合は、8部用意する必要はありません。

※ 提出書類は返却しません。

(4) 提出期限 令和6年6月24日（月）17:00（必着）

※メール提出の場合、見積書の原本については、6月26日（水）までに郵送または持参により提出してください。

(5) その他

- ① 1参加者につき1提案とします。
- ② 提出時には提案書及び資料以外いかなる書類も受け付けません。
- ③ 提出後の差し替えはできません。
- ④ メール提出の場合、提出書類を送付後、電話により到着の確認をしてください。確認できた時点で受付完了となります。確認に時間を要する場合がありますので、時間に余裕を持って提出してください。

8. 質疑

プロポーザルの実施に関する質疑等は、次のとおりとします。

- (1) 質疑期間 令和6年6月12日（水）12:00まで
- (2) 質疑方法 書面による（FAXまたはメール）※様式自由
- (3) 質問回答 令和6年6月13日（木）17:00までに回答します。

9. プロポーザル審査実施

(1) 審査日時 令和6年7月1日（月）

※ 変更する場合がありますので、時間も含め個別に連絡します。

- (2) 審査場所 南島原市役所 3階会議室（南島原市西有家町里坊96番地2）
- (3) 説明者は3名以内とします。説明時間は30分以内（質疑応答含む）を予定しています。
- (4) プレゼンテーションは現地での対面形式かZoomを利用したリモート形式のどちらかを選択してください。リモート形式の場合、参加者にはこちらからZoom招待メールを送付します。

10. 審査方法

企画提案者から提出された提案書等について別途定める審査委員会が審査し、採用1社を選定します。

11. 審査結果

審査結果について、すべての提案者に文書で通知します。審査の経緯は公表しません。

12. 費用負担

提案書等の作成及び提出に要する経費は、提案者負担とします。

13. 参加・不参加の意向について

プロポーザルへの参加・不参加は自由です。その意向については参加意向確認書をもって令和6年6月14日(金)17:00までに回答してください。

14. 失格

提案書等の提出期限に遅れた場合は失格として取り扱います。審査結果に影響を与えるような行為が認められた場合も同様に失格として取り扱います。

15. 問い合わせ先・提出先

〒859-2211

南島原市西有家町里坊96番地2

南島原市 地域振興部 商工観光課（担当 林田・中島）

TEL 0957-73-6633

FAX 0957-82-3086

E-mail shoukou@city.minamishimabara.lg.jp